議案第44号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区体育施設等に 関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区体育施設等に 関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例(昭和53年杉並区条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1付記に次のように加える。

3 杉並区立下高井戸区民集会所は、杉並区下高井戸運動場との複合的施設として設置する。

別表第2(1) 杉並区立下高井戸区民集会所の部及び付記3を削り、同表 (1) 付記4を同表(1) 付記3とし、同表(2) 杉並区立下高井戸区民集会所 の部を削る。

別表第3(1)杉並区立高井戸地域区民センターの部の次に次のように加える。

杉並区立 下高井戸 区民集会 所	第1集会室	2,200円	1,500円	1,500円	500円
	第2集会室	1,800円	1,200円	1,200円	400円
	第1和室	2,000円	1,300円	1,300円	500円
	第2和室	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	水屋	200円	100円	100円	100円
	体育室(集会使 用)	4,900円	3,300円	3,300円	1,200円

別表第3(1)付記3中「入場料等を」を「入場料その他これに類するもの (以下「入場料等」という。)を」に改め、同表(2)杉並区立高井戸地域区民 センターの部の次に次のように加える。

	体育室(全面使用)	700円
会所	体育室(半面使用)	400円

第2条 杉並区体育施設等に関する条例(昭和32年杉並区条例第3号)の一部を 次のように改正する。

別表第1に付記として次のように加える。

付記 杉並区下高井戸運動場は、杉並区立下高井戸区民集会所との複合的施設として設置する。

附則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の規定により区長に対して行われた杉並区立下高井戸区民集会所の使用の申請その他の行為又は区長が行った杉並区立下高井戸区民集会所の使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

(提案理由)

下高井戸区民集会所の利用料金を定める等の必要がある。